

議案第24号

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 2月21日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行による道路法施行令の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和47年葛飾区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第7条第6号」を「第7条第7号」に、「同条第7号」を「同条第8号」に改め、同表令第7条第9号に掲げる車輪止め装置その他の駐車用器具の項中「第7条第9号」を「第7条第10号」に改め、同表令第7条第10号及び第11号に掲げる施設の項中「第7条第10号」を「第7条第6号」に、「高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）」を「高架の道路」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。